

令和7年度第4回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和7年12月17日（水）

立川市保健医療部保険年金課

令和7年度第4回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和7年12月17日（水） 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所 本庁舎 101会議室

出席委員 被保険者代表（5名）
小迫 雅信 西村 徳雄 宮本 郁子 宮本 直樹
森 比呂志

保険医及び保険薬剤師代表（4名）
五十嵐 弥生 平田 俊吉 久保 賢仁 石原 一生

公益代表（5名）
浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 木村 辰幸
黒川 重夫

被用者保険等保険者代表（2名）
大塚 智廣 増島 武

出席説明員 副市長 近藤 忠信
保健医療部長 渡貫 泰央
保険年金課長 根岸 竹明
財政課長 徳丸 祐豪
健康推進課長 佐藤 良博
保険年金課業務係長 小安 裕史
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について
- 2 その他

資 料

- 資料 1-1 立川市国民健康保険の現状（被保険者数等追記）
- 資料 1-2 令和 6 年度立川市国民健康保険 保健事業実績（抜粋、事業 1～3 修正・追記）
- 資料 2 保険料改定前後 モデルケース別保険料額比較
- 資料 3 『立川市の国民健康保険』令和 7 年度版（令和 6 年度実績）抜粋
- 資料 4 一人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（令和 5 年度速報値）
- 資料 5 財政健全化及び保険料改定に係る課題・論点整理
- 第 3 回立川市国民健康保険運営協議会資料11-3（差替）

令和7年度第4回立川市国民健康保険運営協議会

令和7年12月17日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和7年度第4回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)
次に、資料の確認をお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 議題1、立川市国民健康保険の財政健全化及び保険料について。今回の進め方は、事務局より説明を受け、資料等についての質疑応答を行う。次に、事項に対する審議を行いたいと思う。このような進め方でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議がないようなので、そのように進めさせていただく。
それでは、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 資料の1-1。こちらは、前回御意見をいただき、被保険者の世帯数と被保険者数を追記し、表にした資料である。

資料1-2は、第2回の運営協議会で資料として配ったものの一部だが、そこに法定報告値を追記した資料である。

修正箇所は、グレーで書かれている。特定健診は、44.1%から43.6%と0.5%の減。特定保健指導は、受けていただく人は5.1%と、減である一方で、アウトカム指標になっている指導対象者減少率では、30.1%と、増えているというような状況である。

資料の3は、前回の質問に関するもので、立川市の国民健康保険の抜粋である。

一番右の列が、現年度分の未収入額で、収納率の上昇とともに、年々減ってきている状況である。未収金の部分については、翌年度に繰越して滞納の整理をしていく。

資料4は、1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入で、令和5年度の速報値である。全国的には赤字が東京都に結構集中している状況で、下のアスタリスクに書いてあるとおり、東京都が59%、埼玉県が11%、千葉県、神奈川県と首都に近いところに集中しているという状況である。なお、立川市は令和6年度決算で、1人当たり3万7,788円という数値であり、東京都の平均より若干高い。

今、保険料水準の統一ということで、7県と大阪府は保険料水準統一が実現されている。

資料2は、モデル世帯の保険料の影響額である。令和8年度は、子ども・子育て支援金が保険料とともに一緒に賦課が開始される。記載している、子ども・子育て分は、国の通知に基づいて、東京都が算出した保険料で、均等割1,900円、所得割0.28%になっている。モデルケースで見ると影響が大きいですが、国の子ども施策の充実においては必須のところになる。

各モデルケースについてだが、一番上の世帯所得500万円の世帯である。このモデルが一番影響を受ける世帯で、現行料率との差額は4万3,500円の増となる。次に、モデルケース2の300万の世帯で、現行料率との差額は2万5,400円の引上げとなる。最後に、モデルケース3の世帯所得0円で、7割軽減の該当となり、現行料率との差額は全体で見れば低く抑えられる。

最後に、資料の5は、保険料改定に基づいてどういったところが論点になるかということとを資料としてまとめたものである。

赤字拡大に係る課題について、1点目が、令和8年度の納付金は、仮算定時において、約1億2,000万円、子ども・子育てを除いて増額が見込まれている。現状の国の説明だと、後期高齢や介護分の1人当たりの負担が増えるので、全体的にも、全国的にも納付金が増額になるというところである。

2点目が、令和7年度の税制改正により、給与収入の給与所得控除額が10万円引上げ

となり、総所得が減額になる見込みである。現時点においては、正確な数字を把握するのは困難だが、そういった背景がある。

次に、保険料改定に係る論点で、1点目が、昨年度の財政健全化計画に基づき改定したモデルケースの資料として示したもので、基本的には、ここの部分に集中して御意見をいただきたいと思っている。

2点目が、令和8年度から賦課が始まる子ども・子育て分について、事務局案として示しているのが、東京都の市区町村標準保険率を採用してはどうかというところである。

なお、ここの均等割保険料については、1,900円と示したが、実は都から通知されるときには100円未満の端数が生じており、ここの処理は国や都から統一的な見解が示されておらず、市町村で決めろというところで話がかきえている。切り捨ててしまうと、納付金に対して入ってくる保険料が足りなくなり、その分赤字が膨らむという状況になるので、100円未満を繰り上げる案を示させていただいている。

最後に、賦課限度額で、法定額より今現在6万円乖離しているというような状況で、令和8年度はさらに1万円増額の見込みで、国のほうでは示している。ただ、子ども・子育て分については、今、何も示されていないので、事務局も何も案を示せない状況である。

医療分、介護分、後期高齢分として、令和8年度、予定どおり国が1万円引き上げるのであれば、7万円の乖離が生じてしまうので、5万円の引上げをしてはどうかというところで、案としてのモデルケースに入れ込んでいる。

以上が課題と論点になるが、令和8年度は子ども・子育て支援金分というのが新たに賦課されることで、国や都からの通知が遅れている状況がある。1月の協議会開催日の14日までに本算定として東京都から通知が出ているかどうか不明な状況がある。

もしかしたら区市町村標準保険料率を、次回の協議会の中で説明できない可能性がある。

ただ、趣旨として、事務局案として提示しているのは、赤字が発生しないように区市町村標準保険料率を採用したいというところなので、皆さんからの御意見が同じであれば、会長一任なり後日報告なりで、次回の開催は、本算定が出るか出ないかに関わらず、開催できると思っている。

【会長】 質問は何かあるか。

【A委員】 子ども・子育て支援金分の負担というのがかなり大きいですが、この子ども・子育て支援金というのは何に使われるのか。

【会長】 今回の質問は直接この協議会で答えるべきでない質問だと私は思うので、申し訳ないが、別の質問にしていきたい。

【保険年金課長】 前回の資料5に、子ども・子育て支援金の制度の資料があり、その1ページにどういったものに使われるのかというのが示されているので、そちらを参照いただければと思う。

【A委員】 子ども・子育て支援金というのが何に使われて、何のために払っているのかという理解が必要になってくると思う。子ども・子育て支援金分がこんなに上がるのだということをしっかり考えていかななくてはいけないと思う。

あと、所得について、一般的に所得は収入から経費を差し引いたものと思うのだが、世帯所得300万円で、子供2人、4人家族で、2万5,000円も上がって42万円の保険料になるというのは結構びっくりしてしまうと思う。この所得の考え方は、モデルケース3になると、世帯所得が0円で、それでも1万3,200円払っているところで、所得の考え方というか、何でこういうことになるのかというのを説明していきたい。

【会長】 事務局、所得と収入の関係の説明をお願いします。

【保険年金課長】 1点目の意見について、保険年金課が子どもの施策について窓口で説明するというのは、来年度非常に悩ましく思う。

ただ、一方で、子ども施策は市全体として考えなくてはならないとは思っている。保険料として納めていただくところの理解は、市全体として発信していかないと、非常に納得しづらい部分が出てくるのかなと思っている。

2点目の所得の考え方について、所得税とか市民税を計算するにおいてはいろいろ控除があり、保険料を払っていればその部分も控除されるが、保険料の計算は、みなし課税で43万円を引いて計算をしていく構造になっている。均等割や所得割に偏りが生じるとこ

るを防ぐため、そういう計算方法にしないと全体的な給付と保険料とのバランスが取れないということもあり、低所得者の方々にはかなり苦しい部分ではあるのだが、その分、7割、5割、2割という軽減措置が働いている。社会保険と違って、いろいろな軽減や減免措置がある。

【会長】 事務局。A委員の懸念は、例えば、モデルケース3の世帯所得0円、70歳の方は所得0円なのに保険料1万4,400円取られるので、所得0円なのに保険料をどうやって払うのだという懸念だと思うので、その辺を説明していただきたい。

【保険年金課長】 所得を計算する前のところでは、基本的に、幾らか収入があって、控除されて最終的に0円になっているので、一定の金額は収入としてあると理解いただければと思う。

【A委員】 控除は、賦課すべきじゃないから控除であると思っている。そういう考え方ではないのか。

【会長】 今、A委員がおっしゃっているのは、税の控除の関係と保険料の賦課の関係だと思う。例えば、世帯所得0円でも、年金収入等があるかと思う。例えば毎月10万円の年金収入があれば年間120万円の収入があるが、税の関係でいえば、それが控除されて、所得としては0円となり、住民税非課税という形になるが、保険料は所得に関わらず均等割がかかってくるので、均等割分が賦課される。

ただ、この住民税非課税の場合には、7割軽減されて3割分だけ支払っていただくという関係である。事務局、何か補足説明はあるか。

【保険年金課長】 今、会長が説明したとおりである。

【会長】 よろしいか。ほかに質問はあるか。

【B委員】 資料3の未収金額で立川市は令和6年度2億2,300万円ほどある。

35億4,000万円のうち2億2,300万円で、非常に未収額が多い。これがなければ繰入れの金額も減ると考える。

また、前回の資料12、不納欠損の推移で示された金額とこの資料3の不納欠損の金額が違うのだが、これはどういうことか。前回の資料では、6年度は、7,602万円ほど不納欠損があったが、資料3は17万3,100円となっており、この違いは何か。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 資料3が現年度分だけの資料で、そこで不一致が生じている。

【B委員】 資料3は、6年度中に発生した調定額に対して不納欠損した額ということか。

【保険年金課長】 そのとおりである。

【B委員】 収入を考えると、不納欠損の金額は非常に多く、6年度で35億円調定をしていて、7,600万円も不納欠損している。この比率は非常に高いと考えるが、それはどう思うか。

【会長】 事務局、見解をお願いします。

【保険年金課長】 未収金にしても不納欠損にしても、しっかり賦課して、保険料を納めていただかないと、最終的に保険料にも影響してきてしまい、法定外繰入もしなきゃいけないという状況も出てきてしまうので、立川市も東京都全体でも、ここの収納率をどんどん上げていかなきゃいけないというのは喫緊の課題としてある。

ここ数年引き下がってきているのは、収納の一元化というのを実施しており、令和6年に向けてだんだん下がってきているところがある。

いいところは横展開して取り組みながら、確実に収納率を上げていき、不納欠損も、しっかり所得の把握をして早めに収納していくような形で、収納率を安定的に引き上げていくような取組は必要と考えている。

【B委員】 分かった。収納率が年々上がっていることは非常にいいことだと思う。国保の来年度予算をつくる時は、収納率で保険料の収入を計算すると思う。被用者保険では、100%納入させるということで予算を組む決まりとなっている。

国保の場合は、収納率と併せて収入額を決めていく予算だと思うので、なるべく収納率を上げていただくようお願いしたい。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【C委員】 資料の5、財政健全化と保険料改定に係る課題・論点整理についてだが、財政健全化計画をいろいろな議論をしてつくり、その中で、加入者が大変だということで、国や東京都が言うよりも計画を延長したにもかかわらず、後から子ども・子育て支援金を計画の中に入れ込むというのは、あまりにも乱暴ではないかと思う。

国が税制改正をし、国保の会計にも影響が出るということ、赤字というのは、どうもしっくりこない。

値上げしても結局、不納欠損で毎年何千万ということになり、払えないという人が一定いるということも現実だと思う。それを財政健全化ということであれば、去年のつくった計画は何なのということについて、市側としては何も感じないのか。我々が、あれだけ議論してつくったのに、これは新しく増やすとか、減税だから収入が減るとか言われても、なかなか納得できないものがあるのだが、いかがか。

【会長】 事務局、願います。

【保険年金課長】 子ども・子育て分は、昨年度のところで国の方向性は示されていて、ただ、どれぐらい引き上がるのかというのはなかなか見えてきていない中で財政健全化計画をつくってきた。

赤字幅の縮小というところで議論いただいたのは、医療費分、介護分、後期高齢分の赤字の額をどう埋めていくかというところで、額が9,700万円というところを決めたので、そこに向けて着実に、保険料改定をし、引き上げていくようなところではどうかというところで考えている。

ただ、一方で、そこにこれだけの金額が加わるというところが議論としてのつてきていないのではないかと、今回の質問の趣旨と思う。市側としては、市民全体、国民全体で子供が減っていくと、市の経済的な部分も含めてだんだん縮小していってしまう、市場規模が縮小していってしまうというところからすると、どうしても子供の支援策というのを充実していかなくちゃいけないというところではある。

今回はこういった形の案を示させていただいたというところで、子ども・子育て分が実際に何に使われているのかというところを併せてしっかり説明していくしかないのかなというところで考えている。

【会長】 C委員、いかがか。

【C委員】 納得はできないが、答弁としては分かった。

【会長】 ほかに質問はあるか。

【D委員】 健康保険から徴収する子育て支援金というのは国じゃなくて東京都が主導なのか。

【会長】 医療保険に上乗せして徴収するというのは、国において議論して決定した内容である。

【D委員】 分かった。

【会長】 よろしいか。ほかに質問はあるか。

それでは、質問の時間は以上とさせていただき、各委員より意見をいただきたいと思う。財政健全化と令和8年度の保険料、分けて意見を聞くやり方もできるが、令和8年度の保険料について、事務局案に反対だという話になると、当然、財政健全化計画そのものを見直さざるを得ず、同じ土俵の話である。

本年度は、令和8年度の保険料、今日の資料で言えば、財政健全化計画に基づく試算と

してモデルケース別に示された資料で、賦課限度額が103万円から108万円に5万円引き上げという前提で作られた資料を基本として、意見を頂戴したいと思う。

もう一つ、委員からの質問の中に、財政健全化計画をつくっても、子ども・子育てや所得控除の引上げなど、そういう外的要因で財政健全化計画そのものが壊れてしまうのではないかという話があった。

確かにその懸念はあるが、先ほど課長が説明したが、あくまで立川市の法定外繰入金をどのようにしてゼロにしていくかという、ある時点で決めてつくった計画である。外的要因が入ってきても、市民が支払う保険料が上がっていくわけで、その部分を考慮するとしたら、また改めて、それも含めて検討し直さないといけないタイミングがあるかと思うが、今日は、あくまで、昨年つくった財政健全化計画に基づいて8年度引き上げてよろしいかどうかという趣旨で意見を頂戴したいと思う。意見はあるか。

【E委員】 当初事務局案どおり、財政健全化計画に基づく引き上げをすべき。子ども子育てについては、東京都の標準税率を適用する。賦課限度額については、5万円の引き上げでよいと考える。

理由は4点。1点目は、東京都として、保険料統一という方針が明確に打ち出されている。将来の急激な保険料負担、将来へのしわ寄せへの懸念が強い。粛々と上げるべき。

2点目は、診療報酬改定が行われている中で、人件費をはじめとした諸経費増が大変であるという話は聞いており、医療制度を継続するためにも診療報酬引き上げが必要と考える中で、原資である保険料を確保することがやはり必要と考える。

3点目は、法定外繰入の問題。被用者保険の立場からすると、個人も法人も保険料を納めており、また、多くの方、多くの企業が住民税を行政に納めている。被用者保険は、高齢者医療への拠出金もある中で、さらに税の負担もあり、かなり負担が大きい。また、社会保険の適用拡大で、年収100万円台の方も減免措置もなく、保険料を納めている。そういうバランスを考えると、国保でも応分の負担をしてもらうのが妥当と考える。

最後に、東京都の一般会計からの繰入額は非常に大きく、立川市はそれをさらに上回っている。速やかに解決すべきと考える。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【F委員】 保険料改定については、納得しているが、保険料が上がることは、慎重に受け止める必要がある。立川市の国保は、高齢者や所得水準が比較的低い世帯の割合が多いのではと思う。保険料負担の重さを感じている人も多いと思う。その中で、負担が加わることは、家計への影響があり、収納率や滞納の増加といった国保財政上のリスクにもつながってくると思う。

被保険者の間の公平性も重要な論点と思う。特に、単身・高齢者・子どものいない世帯にとっては、給付の実感が乏しいのに、負担だけが増えるという感じもあると思う。

制度がだんだん複雑化してきており、国保料に高齢者の介護保険や新たに加わる子ども・子育て分、市民にとって何にどれだけ給付しているのか、ますます分かりにくくなってきているのではないかと思う。

被保険者としてお願いしたいのは、負担が増えるという事実を分かりやすく説明してほしい。制度の理念だけでなく、立川市の国保にどの程度影響するのかについて、可能な範囲でモデル世帯等を用いた具体的な説明が必要であると思う。

併せて、急激な負担増とならないように、国や東京都に対して十分な財政措置を求めること、減免措置等制度のより一層の周知と活用を計っていただきたい。

市では、その影響の分析や課題意識を丁寧に共有し、市民の理解や納得を得ることができるとお願いしたい。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【C委員】 財政健全化の計画を作ったが、前提が立ち行かなくなる案は納得できない。物価高騰で本当に暮らしが大変であり、立川市は所得が低い人が多く住んでいる自治体でもある。

2年前はこの国保協議会で保険料の値上げの見送りを決めた。その時、物価高騰の割合が3.1%という議論がでており、今年はそれに近い3.0%で、値上げの見送りを決めたのと同じくらいに今経済状況が大変な中で、来年度の保険料の値上げは見送るべきだと思う。

健全化というのであれば、子育て支援金とか、改めて計画の見直しを行うべきだと思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【G委員】 私はこのモデルケースで賛成。しばらくコロナの時期があったこともあり、保険料の据え置きをしていたが、財政健全化をかなり圧迫している状況であると考えている。所得が低い方もいるが、それはこちらの内容とは別でなんらかの形で補填をすることを考えていくべき。

もう一つは、医療費を抑制する必要があると考える。まだ実績としては低く、もう少し、特定健診受診への働きかけなどをして、これからの医療にかかる費用を少なくするところにも注力してほしい。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【H委員】 事務局案で賛成。コロナ期は保険料を据え置き、立川市の行政の方はこれまで努力をしてここまでやってきた。きちんと自分の身体を守って、かかる費用を下げる必要がある。

また、子ども・子育て納付金が何に使われているのかというのは、みなさん疑問だと思うので、これからどうやってそれを周知していくのか、それを考えながら、しっかりと周知していく必要がある。国民皆保険を守らなければならないということを一番に考える必要がある。

【会長】 ほかに意見はあるか

【A委員】 物価高騰で、加入者がここまでに大変な時に、値上げはすべきではない。モデルケースで、世帯所得300万円で4人家族では、国保料が425,600円になってしまう。子ども・子育て支援金分はすごく大きいですが、それが何に使われるかしっかりと周知し、その上で市民の生活がつぶされるような保険料にしてはいけなし、値上げはすべきではないと思う。国保の構造的な問題で、一人親や個人事業主、年金生活者など、低所得者が多いことが本当に深刻になってきていると思う。持続可能にしていくには、払える保険料にすべきと思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【I委員】 財政健全化計画をしっかりと実行していくことが大切。コロナや物価高など逆風が吹く中で、厳しいことだが、財政健全化計画はみんなのためであり、相応の負担をするべきで、財政健全化計画の実行と保険料改定の事務局案は賛成。

1点、モデルケースで示されている表現方法で、世帯主が夫で配偶者が妻、配偶者収入なしという設定には違和感があるので、市民に示す場合は、表現を変えた方がよい。

【会長】 時間も限りがあるので、意見をいっていない方に順番で意見を頂戴したいと思う。D委員、お願いします。

【D委員】 全体の内容としては賛成。低所得、所得がない方の保護は忘れないようにしていただきたい。

【会長】 J委員、お願いします。

【J委員】 財政健全化計画については、予定どおり保険料を引き上げるべきと考える。やめると、後ろにしわ寄せを残してしまうので、予定どおり実施すべき。保険料の金額は、東京都の確定版がでていないが、方向性は事務局案でよいと思う。都・国との開きがある限度額については、高所得者に負担をかけるが、事務局案のとおり5万円の引き上げでお願いしたい。

東京都の確定係数がいつでるか分からない、しかも今回は子ども支援金が上乘せになる状況で、1月の運営協議会に間に合わない場合は、会長一任とすることも検討したいと、冒頭に課長より話があったが、やむを得ない場合は、それでもよいと思うが、少しでも納得感があるように数字があった方がよいと思うので、可能であれば、協議会の日付の変更を含めて、検討いただければと思う。

所得が低い方の比率は高いが、国保は全体によって支えるものなので、所得が低い方も高い方も我慢して負担をすべきと思う。

【会長】 K委員、お願いします。

【K委員】 資料2のモデルケースは記載の仕方に工夫が必要と思う。

値上げは基本的に反対。値上げするにあたって、努力をしてもらわないと納得できない。データヘルス計画の認知度が低く、健康づくりを含め、市の担当者や私たちも変える努力をしなくてはならない。値上げに反対するだけでなく、市民としての努力をしていかなくてはならない。

【会長】 L委員、お願いします。

【L委員】 コロナで保険料を据え置きしたことが、大きく財政に影響があったと思う。保険料は値上げせざるを得ないと思う。医療に携わるものとして、国民皆保険は今ぎりぎりのところにきており、今の状態を維持するのは難しいと思う。もちろん皆さんの負担は大変だと思うが、これを維持しなければならないということであれば、それなりの負担の増加はやむを得ない部分があると思う。10年後、国民皆保険ができるかどうかというのは、はっきりいって難しいかもしれない。そういう状態まで今きていると思う。モデルケースについては、大変な部分もあると思うが、近づける努力は必要と思っており、賛成。

【会長】 M委員、お願いします。

【M委員】 私も基本的に賛成する。ただし、健診の受診率が低いのが前からあり、国の事業の保険者努力支援事業からの支援金に関わってくると思う。健診の受診率を上げると、健康管理にも十分役立つが、そういった支援金とかそういうものにも影響が出てくるので、健診を受けたら、保険料が上がらないかもしれないという考えで、健診を受けていただけたらよいと思う。もっとアピールをして、健診の受診率を上げていただきたい。

【会長】 N委員、お願いします。

【N委員】 私も引き上げには賛成。市民にとっては小さくない負担増となるが、説明がすごく大事だと思う。仕方ないとか後ろ向きである感じではなく、みんなの保険であり、みんなのために、将来的にこうなるためにというように、前向きで明るい方向での説明の仕方のほうが、市民の同意を得ることができると思う。後ろ向きだとマイナスなイメージとなってしまう。

歯科医師会としては、医療費そのものをいかに抑えていくかという点でいうと、口腔の健康は全身の健康と密接に関係しており、重症化予防と医療費抑制の両面に確実な効果が期待できる。最近の歯科医院の方針としては、歯の状態が悪くなると、患者の費用負担が増えるし、病院としても材料費がかかってくるので、予防に重点を置く医院が増えている。市としても予防施策や健康づくり事業を進めていくことが、長期的には国保財政の安定や市民負担の軽減につながるのではないかと思う。

【会長】 O委員、お願いします。

【O委員】 事務局案に賛成。私は薬局薬剤師をしており、学んだことをもとにコスト意識をもって業務にあたらうと改めて思っているところであるが、最近、比較的高いお薬でジェネリックが新たに発売された。非常によくできてお薬で、医療業界でも注目されている分野のお薬が、ジェネリックで新たに発売され、コスト的にもかなり安く、患者さんにも勧めて変えていっているところである。こういったところで医療費の増を防ぐ方法を考えていきたい。私のところは、ジェネリックの利用率は数量ベースで9割を超えており、周辺の薬局を見ても、それぞれ違うが、少なくとも8割は超えているし、9割以上、93、94%くらいのところもある。できる範囲で努力をしている。

【会長】 全委員から意見を頂戴した。意見の集約をすると、様々な意見があったが、全体としては、本日の資料にモデルケースで示された、財政健全化計画に基づく令和8年度の保険料引上げ、賦課限度額は103万円から108万円の5万円引上げという原案に賛成される方が多かった。

いろいろ意見があると思うが、そうした前提の下に、次回1月14日、本文及び議論の経緯などをまとめた答申案を用意する。それを基に最終協議、確認を行いたいと思う。

次の予定が1月14日だが、東京都の確定の標準保険料率は出ていない可能性もあるという事務局の説明があった。その場合に14日に予定どおり開催してよろしいか。その場合には標準保険料率は、事後になるので、私のほうで確認させていただくが、よろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。事務局、その他として、お願いします。

【業務係長】 では、予定どおり、次回は令和8年1月14日水曜日、同じ午後1時30分から、この101会議室で行う。

【会長】 予定された議題は以上となるので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —